

別紙

取約書

一 京市本所区柳原町三丁目九番地所在ノ平田八郎ノ経営ニ
 依ル硝子工場今面左記条件ノ新契約ニ依リ後日ノ為ニ手
 取八郎ヲ甲トシ職工側ヲ乙トシ相互間ニ本書ニ通テ作製シ双方
 均等利益ヲ所持シテ互ニ実行スル事ヲ協約スル事左ノ如シ
 一 甲ハ乙ヨリ休業中ノ給料ハ普通日給ノ半分ノ一ヲ支給シ乙
 ハ是ヲ受取ルコト
 (但シ乙自己ノ都合ニヨリ休業シタル場合ハ補償スルコトナクモ乙
 一 全修繕ノ場合ニ於ケル給料ハ普通日給ノ全額ヲ支給スルコト、
 又

一 但シ今面ハ八方トノ方面ハ本条ヲ履行スルコトナクモ

一 區劃整理ノ際ハ煤炭局ヨリ職工ニ対シ下附セラレタルキ当
 外特別ニ甲ハ移転料補償ノ三分ノ一ヲ解雇手当トシテ支給
 シ乙ハ是ヲ項戴シ速ニ退場解散コトシテ甲乙相互ニ何ノ異議
 申出無キ事

昭和二年九月二十日

工場主 甲 平田八郎 (印)